

静岡県の養豚場で豚熱発生、 選択的殺処分始まる(国内105例目)

【概要】

所在地 : 静岡県富士宮市
飼養状況 : 約1,200頭(一貫)
経緯 : 7月3日、県の立入検査の際、豚熱を疑う事例を認めた飼養豚のPCR検査で陽性確認
豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門で精密検査を実施した結果、7月4日に豚熱の患畜であることが判明。

防疫措置の状況：

- ・7月4日18時～防疫措置（拡散状況確認検査）開始
- ・拡散状況確認検査を基に国と協議し、選択的殺処分の範囲決定
＜殺処分範囲＞ 肥育豚、子豚等 約1,000頭
- ・7月5日19時～殺処分開始

農林水産省HP、静岡県HPより

農場を守るために

●豚熱抗体を獲得維持させる

●ウイルスを農場・豚舎に持ち込まない

- ・農場周辺の環境を整備（防護柵の点検と修繕、定期的な除草）
- ・豚舎の衛生管理を徹底（特に離乳舎・分娩舎）

更衣と長靴の履き替え

ネズミ等の小動物が入る隙間を塞ぐ等の定期的な点検と修復

・消毒の徹底

消毒液の定期的な交換及び適切な濃度の保持

衣服及び長靴の消毒は汚れを落としてから実施

消石灰等で定期的に消毒（農場外縁部・畜舎周辺）

・豚導入時の隔離及び健康観察

👉 特にワクチン未接種豚、接種後抗体が十分に上がっていない豚がいる豚舎については、上記を徹底し、バイオセキュリティレベルをあげましょう！

異状があれば直ちに家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

岐阜県中央家畜保健衛生所

電話番号：058-201-0530

時間外・夜間・休日は090-7024-5269



選択的殺処分の基本的な考え方

豚熱

- 令和 8 年 5 月に家畜伝染病予防法が改正され、同年 5 月 19 日に公布、即施行された。
- 適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論を踏まえ、全頭殺処分から伝播リスクとなりうる豚のみを殺処分（選択的殺処分）。
- 発生後、殺処分等や消毒の期間を含め、概ね 3 か月間監視（移動制限 + 報告徴求）。
- 監視期間中も、消毒完了後、症状のない豚はと畜場出荷や肥育農場への移動が可能。

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

- ① ワクチン免疫が成立していない豚
未接種・接種後 20 日未経過・発育不良
※ 3 回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。
- ② 症状が認められ、PCR 陽性となった豚
- ③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚

・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、ワクチンが適切に接種されていない

⇒全頭殺処分対象

・感染が限局していない

（農場内にウイルスが広範囲に浸潤）

⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象

2. 防疫措置

- （1）拡散状況確認検査
全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR 検査等
- （2）殺処分等・消毒
殺処分は 1 週間以内を目途に実施。
消毒は 1 週間間隔で 3 回実施。

3. 監視プログラム

- 移動制限と毎日の報告徴求により監視。
（監視期間：約 3 か月）
- 消毒完了後（発生から約 3 週間後）、
症状のない豚は以下が可能。
 - ・と畜場出荷
 - ・子豚の肥育農場への移動



農林水産省HPより